

## 結核予防費（健康診断） 県費補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 知事は、結核患者の早期発見を図り、集団の安全を確保するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条の規定に基づき、学校の設置者等に対し、定期健康診断事業に要する経費に関して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### （補助対象事業者）

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、学校（専修学校及び各種学校を含み、国、県又は市町村の設置するもの及び修業年限が1年未満のものを除く。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第11条に規定する施設（国、県又は市町村の設置するものを除く。）の設置者とする。

### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、法第53条の2の規定による定期の健康診断とする。

### （補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

- （1） 次の表の第1欄に定める算定基準により算定した額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- （2） （1）により選定した額と当該事業に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。
- （3） （2）の補助基本額に第3欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。  
ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 算定基準	2 対象経費	3 補助率
次に掲げる額の合計額 503円×健康診断を受けた健康診断者の延数 ただし、結核の既往のある者や高齢者、外国生まれの者等リスクの高い者については、直接撮影1,740円×直接撮影を行った者の延数	法第60条の規定による健康診断(事業者が行う健康診断を除く。)のために必要な報酬、職員手当等(特の高い者については、直接撮影殊勤務手当)、報償費(謝礼)、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	2/3以内

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 結核予防費(健康診断) 県費補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 結核予防費(健康診断) 県費補助金所要額調書(第2号様式)
- (3) 結核健康診断内訳書(第3号様式)
- (4) 歳入歳出予算書(見込書) 抄本
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(別紙)

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第5条の書類を受理し適当と認めるときは、補助金の交付の決定を通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に

係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更の承認の申請)

第8条 補助事業者は、第6条の内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出し、規則第5条第1項第1号規定に基づき、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更(補助金等交付決定額の20%以内の減額)については、この限りでない。

- (1) 結核予防費(健康診断)県費補助金変更承認交付申請書(第4号様式)
- (2) 結核予防費(健康診断)県費補助金所要額調書(第2号様式)
- (3) 結核健康診断内訳書(第3号様式)
- (4) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から30日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、法53条の7の規定に基づき知事（保健所長経由）へ報告するとともに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 結核予防費（健康診断）県費補助金実績報告書（第5号様式）
- (2) 結核予防費（健康診断）県費補助金精算額調書（第6号様式）
- (3) 結核健康診断内訳書（第3号様式）
- (4) 歳入歳出決算書（見込書）抄本

2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告

により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

（補助金の経理等）

第15条 補助事業者は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

この要綱は、平成23年2月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月22日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成26年12月8日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成28年12月13日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年9月14日から施行し、平成30年度分の補助金に限り適用する。

この要綱は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和7年5月30日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適応する。